

別表第3（第7条第1項第1号）

（日中一時支援に要する費用の算定基準）

区分	一日あたりの提供時間	基準単価(円)
1	1時間以上2時間以内	790
	2時間を超え4時間以内	1,270
	4時間を超え8時間以内	2,520
	8時間を超えるとき	3,770
2	1時間以上2時間以内	790
	2時間を超え4時間以内	1,600
	4時間を超え8時間以内	3,200
	8時間を超えるとき	4,800
3	1時間以上2時間以内	1,480
	2時間を超え4時間以内	2,280
	4時間を超え8時間以内	4,550
	8時間を超えるとき	6,830

備考

- 1 提供時間が2時間以上であって、支給決定に係る障害者等に対して計画を立て、食事の提供(規則第11条第1項の規定による地域サービス事業所(以下「地域サービス事業所」という。))において、調理等を行うものに限る。以下同じ。)を行った場合は、1食につき420円(1日あたり2食を限度とする。)を加算する(食事提供加算)。
- 2 喀痰吸引、経管栄養、導尿、その他市長が認める医療的ケア(以下「医療的ケア」という。)を必要とする障害者等(以下「医療的ケア障害者等」という。)に対して、看護師が当該医療的ケアを行った場合は、次の表の左欄に掲げる提供時間に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を加算する(医療ケア加算)。

一日あたりの提供時間	加算額(円)
1時間以上2時間以内	2,550
2時間を超え4時間以内	5,760
4時間を超え8時間以内	9,520
8時間を超えるとき	11,250

- 3 支給決定に係る障害者等に対して、その居宅等と地域サービス事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき270円(医療的ケア障害者等にあつては1,270円)を加算する(送迎加算)。

- 4 同一の日に同一の敷地内で法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス(法第5条第7項に規定する生活介護, 同条第12項に規定する自立訓練, 同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援(以下「指定障害福祉サービス」という。))に限る。), 法第5条第25項に規定する地域活動支援センター又は障害児通所支援(以下「通所系指定障害福祉サービス等」という。))に係るサービスの提供後に, 当該サービスの提供を受けた者に対して日中一時支援に係るサービスの提供を行う場合は, 1日につき当該通所系指定障害福祉サービス等を6時間以上提供し, かつ当該通所系指定障害福祉サービス等の開所時間(当該通所系指定障害福祉サービス等の提供時間)外に当該日中一時支援を1時間以上提供した場合に限り, 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)別表の第6の11に規定する延長支援加算の算定ができない範囲において費用の算定を行うものとする。ただし, 当該通所系指定障害福祉サービス等の提供を行う前に相当程度見守り等の行為を行う必要がある場合であって, 市長が特に認めるときはこの限りでない。
- 5 同一の日に2回以上の日中一時支援に係るサービスの提供を行う場合は, 当該サービスの提供は, 同一の地域サービス事業所に限るものとし, 1回あたりの提供時間が1時間以上のサービスに限りその時間を合算して費用の算定を行うものとする。

別表第4 (第7条第1項第2号)  
(移動支援に要する費用の算定基準)

区分	提供時間	基準単価(円)
身体介護あり	10分以上30分未満(以後30分を増すまでごとに4時間まで)	1,510
	4時間を超えるときは, その超える時間30分までごとに	1,010
身体介護なし	10分以上30分未満(以後30分を増すまでごとに)	1,010

備考

- 1 身体介護ありの区分の支給決定に係る障害者等において, 1日の算定時間が地域サービス事業所につき1.5時間未満の場合には1日1,000円を加算する。
- 2 別表第2の身体介護なし(入浴時等介護あり)区分の支給決定に係る障害者等に対して入浴, プール等の移動支援に係るサービスの提供を行った場合は, 当該提供に要した時間(4時間を超えない範囲に限る。)につき, 身体介護ありの基準単価を算定する。
- 3 規則第2条第7号の市長が別に定める外出は次の要件を満たすものとし, 要件を満たさない場合は費用の算定は行わないものとする。

項目	要件
ヘルパー	市長が別に定める従業者並びに設備及び運営に関する基準の規定を満たす者

目的	市長が別に定める支給決定基準の規定を満たす外出目的であるもの
内容	<p>1 移動支援に係るサービスの提供の開始又は終了は、自宅又は自宅外のいずれも費用の算定を行えるものとする。</p> <p>2 自宅外から移動支援に係るサービスの提供を開始する場合又は終了する場合には、当該サービス提供を行わない自宅から現地までの移動に関する交通費と介護者の人件費相当は特定費用とする。この場合における人件費相当は1時間あたり1,500円程度を目安とする。</p> <p>3 指定事業者が用意する福祉有償車両等で移動する場合、運転者の他に別に介護者がいない場合は当該車両移動中は算定対象としない。</p> <p>4 ヘルパーは、移動支援に際し安全に必要な情報提供や公共交通機関等を利用する際の運賃等の情報提供を行い、また障害者に危険が及びそうな場合は、直接的な方法で危険回避を行うものとする。身体介護を伴う移動支援を行う場合には、これに加え移動そのものに直接的な支援（車椅子を押す等）、食事排泄入浴等に必要な場合には介助を直接行うものとする。</p>

別表第5（第7条第1項第3号）

（訪問入浴サービスに要する費用の算定基準）

区分	基準単価(円)
看護職員配置あり	13,180
看護職員配置なし	12,520

備考

規則第2条第8号の市長が別に定める介護は次の要件を満たすものとし、要件を満たさない場合は費用の算定は行わないものとする。

項目	要件
内容	市長が別に定める従業者並びに設備及び運営に関する基準の規定を満たす内容

別表第6（第7条第1項第4号）

（地域活動支援センター支援（基礎的事業）に要する費用の算定基準）

区分	提供時間	基準単価(円)
1	1時間以上2時間以内	2,110
	2時間を超え4時間以内	2,820
	4時間を超え6時間以内	3,520
	6時間を超えるとき	4,300
2	1時間以上2時間以内	2,300
	2時間を超え4時間以内	3,060

	4 時間を超え 6 時間以内	3, 8 2 0
	6 時間を超えるとき	4, 6 1 0
3	1 時間以上 2 時間以内	2, 4 8 0
	2 時間を超え 4 時間以内	3, 3 0 0
	4 時間を超え 6 時間以内	4, 1 2 0
	6 時間を超えるとき	5, 6 0 0

備考

- 1 市長が別に定める基準により指定を受けている本市の区域内に所在する地域活動支援センター(以下「地域活動支援センター」という。)には、次のとおり加算する(職員配置加算(機能強化事業))。ただし、基礎的事業若しくは備考4又は備考5の規定による加算が算定できる日に限り、算定できるものとする。

地域活動支援センターの類型	算定基準及び加算額(円)
I 型事業	1, 5 0 0
II 型事業	1, 0 0 0
III 型事業	7 5 0

- 2 提供時間が2時間以上であって、支給決定に係る障害者等に対して計画を立て、食事の提供を行った場合は、1食につき420円(1日あたり2食を限度とする。)を加算する(食事提供加算)。
- 3 支給決定に係る障害者等に対して、その居宅等と地域サービス事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき270円を加算する(送迎加算)。
- 4 支給決定に係る障害者等が欠席した日に、電話により相談支援を実施した場合は、1日につき940円を加算する(欠席時支援加算(電話))。ただし、当該支給決定に係る障害者等ごとに、1月につき6日を限度とする。
- 5 支給決定に係る障害者等が欠席した日に、当該支給決定に係る障害者等の居宅を訪問して相談支援を実施した場合は、1日につき2,800円を加算する(欠席時支援加算(訪問))。ただし、当該支給決定に係る障害者等ごとに、1月につき4日を限度とする。
- 6 同一の日に同一の敷地内で指定障害福祉サービスに係るサービスの提供後に、当該サービスの提供を受けた者に対して地域活動支援センター支援に係るサービスの提供を行うことはできない。
- 7 同一の日に指定障害福祉サービスに係るサービスの提供後に、当該サービスの提供を受けた者に対して、当該指定障害福祉サービスを提供した事業所と同一の敷地外に所在する地域サービス事業所において地域活動支援センター支援に係るサービスの提供を行う場合は、原則として1日につき当該指定障害福祉サービスを6時間以上提供し、かつ当該地域活動支援センター支援を1時間以上提供した場合に限り、費用の算定を行うものとする。
- 8 同一の日に複数の地域活動支援センター支援に係るサービスの提供をすることはできない。
- 9 障害児通所支援に係るサービスの提供を受ける者に対して、地域活動支援

センター支援に係るサービスの提供をすることはできない。

別表第7（第8条）

支給決定障害者等の区分	地域生活支援サービスの負担上限月額
・非課税世帯に属する者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者 ・課税世帯に属する者（当該世帯に係る市町村民税の所得割の額が、当該支給決定障害者等が障害者の場合にあつては、160,000円未満であるもの、障害児の保護者の場合にあつては、280,000円未満であるものに限る。（以下「特定所得割課税世帯者」という。）	0円
課税世帯に属する者（特定所得割課税世帯者を除く。）	37,200円

備考

- 1 この表において「非課税世帯」とは、当該地域生活支援サービスの支給決定日の属する年度（4月から6月までの間にあつては、当該年度の前年度。ただし、市長が必要と認める場合は、市長が別に定める年度。以下同じ。）において市町村民税の所得割が非課税である世帯をいう。
- 2 この表において「課税世帯」とは、当該地域生活支援サービスの支給決定日の属する年度において市町村民税の所得割が課税である世帯をいう。
- 3 この表並びに備考1及び備考2において「世帯」とは、当該支給決定対象者等が障害者である場合にあつては当該支給決定障害者及びその配偶者とし、障害児の保護者である場合にあつては、当該支給決定障害児と同一の世帯に属する者（単身赴任等により別居する親を含む）とする。
- 4 市町村民税の所得割の額（地方税法（昭和25年法律第226号）第318号に規定する賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして、算定する所得割の額）を算定する場

合においては、「控除廃止の影響を受ける負担上限月額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成24年6月25日付障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づいて行うものとする。